

令和 8 年 4 月採用予定 鳥取県警察 少年警察補導員採用選考試験 受 験 案 内

◆鳥取県警察本部警務部警務課人事第二係◆
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地（警察本部庁舎3階）
電話(0857)23-0110 インターネット<https://www.pref.tottori.lg.jp/kenkeisaiyou/>

1 受付期間・試験日・試験会場・第1次試験合格者・採用候補者発表日

受付期間	<p>令和7年3月17日（月）～令和7年4月25日（金） 市販の履歴書に写真を貼付し、必要事項を記入してお申し込みください。 （詳しくは、この受験案内中の「6 受験申込手続」を参照してください。）</p> <p>◎ 郵便又は信書便の場合 4月25日（金）までの消印等（4月25日までに受け付けたことが明確に確認できるもの）のあるものだけに限り受け付けます。</p> <p>◎ 持参による場合 持参の場所 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県警察本部 受付時間 8：30～17：15 ※ 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 ※ 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。</p> <p>◎ 申込み手続きは余裕を持って早めに行ってください。</p>
第1次試験	<p>令和7年5月21日（水） ◎開場時刻 9：00 ◎試験開始時刻 9：30 ◎試験終了予定時刻 11：40（予定） 鳥取県警察本部庁舎会議室（鳥取市東町一丁目271番地）</p> <p>[注意事項] 受験者の方は、鳥取県警察職員採用ウェブサイト（https://www.pref.tottori.lg.jp/311931.htm）に掲載の「自己紹介書」に所定事項を記入し、<u>第1次試験当日に必ず持参のうえ、提出してください。</u></p>
第1次試験合格者発表日	令和7年6月3日（火）午後2時（予定）
第2次試験	<p>令和7年7月3日（木）（予定） 鳥取県警察本部庁舎会議室（鳥取市東町一丁目271番地） ※日程等の詳細は、別途通知します。</p>
採用候補者発表日	令和7年7月31日（木）（予定）

2 募集職種・職務内容・採用人数・勤務先

募集職種	職務内容	採用人数	勤務先
少年警察補導員	少年警察補導員は、少年サポートセンターにおいて、20歳未満の少年の非行問題や被害に関して、少年、保護者等からの相談を受け、継続的な面接を行い、立ち直りを支援します。このほか、少年補導活動、非行防止教室等の情報発信活動、虐待事案対応等を行います。	1名	生活安全部少年・人身安全対策課 少年サポートセンター （鳥取市、倉吉市又は米子市）

3 採用方法及び給与等

- (1) 採用方法
採用候補者に決定された方を採用します。
ただし、採用候補者の辞退又は採用候補者の取消し等により、当該採用候補者が採用にならない場合は、合計得点の高い順から繰り上げて採用します。
- (2) 採用時期
採用は、原則として令和8年4月1日の予定ですが、既卒者については、欠員等の状況によってはそれ以前に採用されることもあります。
- (3) 給与
 - ア 初任給
4年制大学卒 月額 225,900円
短大卒 月額 210,900円
※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。
※6年制大学卒業や大学院修了など大学4年を超える学歴がある人は、これより高い額になります。
 - イ 諸手当
扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。
 - ウ 昇給
原則として毎年1回、4月1日に行われます。
※令和7年4月1日現在。採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。
- (4) 勤務時間、休日、休暇
 - ア 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）
 - イ 休日
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - ウ 休暇等
年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季ほか）、病気休暇など
- (5) 勤務場所における受動喫煙防止措置等
敷地内禁煙

4 受験資格

- (1) 年齢要件及び学歴要件
1990（平成2）年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学又は短期大学において、次のいずれかに関する科目を専門課程で履修し、卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの人（警察本部が同等の資格があると認める人を含む）。
 - ・教育学
 - ・心理学
 - ・社会学
- (2) 欠格要件
次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ・日本国籍を有しない人
 - ・地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

5 試験内容

試験種目		配点	内 容
第1次試験	論文試験	200点	[1問 1時間30分] 少年警察補導員として必要な見識、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	—	職務執行に関する適性についての検査

第 2 次 試 験	人 物 試 験	500点	個別面接による人物、専門的知識についての口述試験
-----------------------	---------	------	--------------------------

- (注) 1 第1次試験日に実施する適性検査の評価は、第2次試験で行います(第1次試験合格者のみ判定します)。
 2 第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。
 3 試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、採点対象外となります。

6 受験申込手続

(1) 申込方法

市販の履歴書(JIS規格のもの)を使用し、顔写真を貼付するとともに、①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所・連絡先(※1)、⑤電話番号(※2)、⑥学歴・職歴(※3)、⑦免許・資格を必ず記入してください。
 また、⑧本人希望記入欄には、「**少年警察補導員希望**」と記入してください。
 郵送の場合は、封筒の表に「**少年警察補導員希望**」と**朱書き**し、「特定記録郵便」等の確実な方法により送付してください。

※1 現住所・連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。

※2 連絡先には、電話で試験に関する連絡等を行う場合がありますので、携帯電話など昼間に連絡が確実に取れる番号を記載してください。

※3 職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるような古い順に記入してください。

(2) 宛先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県警察本部警務部警務課人事第二係

(3) その他注意事項

受験票は発行しませんので、受付時間内(9:00~9:15)に必ず試験会場に来場してください。

◆「自己紹介書」の第1次試験会場での提出について◆

少年警察補導員を受験される方は、ホームページに掲載の「自己紹介書」に所定事項を記入し、第1次試験当日に必ず持参のうえ、提出してください。第1次試験に合格された場合に第2次試験で使用します。

【記入上の注意】

① 「自己紹介書」の様式を鳥取県警察ホームページ「採用情報」欄の「鳥取県警察少年警察補導員採用選考試験(令和8年4月採用予定)の実施について」のページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/311931.htm>)

② 黒のボールペンで全ての項目を記入してください。

③ 提出していただいた自己紹介書は返却しません。第2次試験に必要なことがあるため、各自必ず控えをとっておいてください。

7 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の論文試験の得点の高い順に決定します。

なお、論文試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は不合格とします。

(2) 採用候補者

第1次試験の論文試験の得点にかかわらず、第1次試験で実施する適性検査の結果と第2次試験で実施する人物試験の結果により決定します。

なお、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は不合格とします。

(3) 証明書等

採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認のため資格証明書等を提出していただく場合があります。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

8 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

第1次試験合格者及び採用候補者の受験番号を鳥取県警察のホームページに掲載し、併せて警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示するとともに、第1次試験合格者及び採用候補者に通知します。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次の表のとおり警察本部警務部警務課の窓口で開示を請求することができます。

試験の開示手続等の問い合わせ及び試験結果の開示の請求は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間の受付となります。

開示対象の試験	開示請求ができる人	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	論文試験の得点及び順位	第1次試験合格者発表日から1か月	鳥取県警察本部 警務部警務課 (警察本部庁舎3階)
第2次試験		人物試験の得点及び順位	採用候補者発表日から1か月	

※いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合は順位はありません。

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には、郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に110円分の切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を持参してください。**試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合、受取先が受験者本人以外の場合は、郵送による通知はできません。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、受付時間内に試験会場へ御来場ください（遅刻者は受験できません。）。
- (2) 受験の際は、筆記用具（ボールペン、鉛筆及び消しゴム）を持参してください。
時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限りませす。スマートフォン、携帯電話、スマートウォッチ等を時計として使用することは認めません。
- (3) 試験会場での喫煙は禁止します。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には使用しません。